

給水装置等工事設計施行基準



令和2年（2020年）4月

三原市水道部

目次

第1編 水道

第1章 水道概論

第1節 総則	1-1
1.1.1 水道	1-1
1.1.2 水道の定義	1-1
1.1.3 水質基準	1-3
1.1.4 給水装置の構造及び材質の基準	1-3
1.1.5 給水装置工事	1-4
第2節 水道の権利	1-6
1.2.1 水道の権利	1-6
1.2.2 権利の移動	1-6

第2章 関係法令等

第1節 総則	1-7
2.1.1 関係法令	1-7
2.1.2 関係条例等	1-8

第2編 指定給水装置工事事業者制度

第1章 指定給水装置工事事業者

第1節 指定給水装置工事事業者制度	2-1
1.1.1 制度の概要	2-1
1.1.2 事業者の指定	2-1
第2節 指定給水装置工事事業者の責務等	2-2
1.2.1 事業の運営に関する基準	2-2
第3節 給水装置工事主任技術者の役割と職務	2-4
1.3.1 主任技術者の役割	2-4
1.3.2 主任技術者の職務	2-4
1.3.3 従事する者の責務	2-6
1.3.4 主任技術者免状の返納	2-6

第2章 指定給水装置工事事業者の指定及び変更並びに更新

第1節 指定給水装置工事事業者の指定	2-7
2.1.1 指定の申請	2-7
2.1.2 指定の基準	2-7
2.1.3 指定工事事業者指定手数料	2-8
2.1.4 指定工事事業者証の交付	2-8
2.1.5 主任技術者の選任等	2-8
2.1.6 指定工事事業者証の再交付	2-9

2.1.7	指定工事事業者証再交付手数料	2-9
2.1.8	その他事項	2-9
第2節	指定事項の変更	2-10
2.2.1	変更の届出	2-10
2.2.2	事業の経営変更	2-11
2.2.3	指定工事事業者証の返納	2-11
2.2.4	その他事項	2-11
第3節	指定給水装置工事事業者の指定更新	2-12
2.3.1	総 則	2-12
2.3.2	更新の手続き	2-12
2.3.3	指定工事事業者指定更新手数料	2-12
2.3.4	指定の失効	2-12
2.3.5	指定の有効期間	2-12
2.3.6	指定工事事業者証の返納	2-13
2.3.7	その他事項	2-13
第3章	指定給水装置工事事業者の処分	
第1節	指定の取消及び停止	2-14
3.1.1	総 則	2-14
3.1.2	指定の取消	2-14
3.1.3	指定の停止	2-14
3.1.4	その他の処分	2-15
3.1.5	指定工事事業者証の返納	2-15
 第3編 給水装置工事等申込み		
第1章 総 則		
第1節	総 則	3-1
1.1.1	心 得	3-1
第2節	指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事	3-1
1.2.1	総 則	3-1
1.2.2	工事の施行範囲	3-1
1.2.3	工事の種類	3-1
1.2.4	給水装置の所有者	3-2
1.2.5	工事の受注	3-2
第2章 手 続		
第1節	総 則	3-5
2.1.1	申込み	3-5
2.1.2	施行承認	3-5
2.1.3	申込みの保留	3-5
2.1.4	申込みの取消	3-6
2.1.5	設計変更	3-6

2.1.6	指定工事事業者の変更	3-7
2.1.7	給水承諾	3-7
第2節	事前協議の申込み	3-8
2.2.1	事前協議	3-8
2.2.2	協議の申込み	3-8
2.2.3	協議の結果	3-8
2.2.4	その他添付書類	3-8
第3節	給水装置工事の申込み	3-10
2.3.1	工事の申込み	3-10
2.3.2	臨時給水装置の申込み	3-10
2.3.3	支障移設に伴う工事の申込み	3-11
2.3.4	その他添付書類	3-11
第4節	申込み添付すべき書類	3-12
2.4.1	総則	3-12
2.4.2	公図及び登記事項証明書	3-12
2.4.3	事前協議回答書	3-12
第5節	承諾書	3-13
2.5.1	総則	3-13
2.5.2	他の者の給水装置から分岐する場合	3-13
2.5.3	他の者の土地を使用する場合	3-13
2.5.4	他の者の給水装置を臨時的に使用する場合	3-13
2.5.5	増圧給水設備を設置する場合	3-13
2.5.6	管路活水器等を設置する場合	3-13
2.5.7	水道直結式スプリンクラーを設置する場合	3-14
2.5.8	太陽熱利用給湯システムを設置する場合	3-14
2.5.9	ミスト発生装置を設置する場合	3-14
2.5.10	非常用貯水槽を設置する場合	3-14
2.5.11	私設メーターを設置する場合	3-14
2.5.12	特例直結直圧方式で給水する場合	3-14
2.5.13	直結増圧方式で給水する場合	3-14
2.5.14	受水槽方式で給水する場合	3-15
2.5.15	各戸メーターを設置する場合	3-15
第6節	誓約書	3-16
2.6.1	総則	3-16
2.6.2	臨時に給水装置を設置する場合	3-16
2.6.3	止水栓止工事を行う場合	3-16
2.6.4	給水設備を給水装置として使用する場合	3-16
2.6.5	私設給水幹線を新設する場合	3-16
2.6.6	私設給水幹線において出水不良等が懸念される場合	3-17
2.6.7	私設給水幹線からの給水を放棄する場合	3-17

2.6.8	受水槽を設置しない場合	3-17
2.6.9	既存高置水槽へ直接給水する場合	3-18
第7節	届出書	3-19
2.7.1	総則	3-19
2.7.2	申込者の居住地が県外の場合	3-19
2.7.3	受水槽や特殊器具装置等を設置する場合	3-19
2.7.4	メーター口径を変更する場合	3-20
2.7.5	水道の使用を中止又は開始する場合	3-20
2.7.6	給水装置の権利を放棄する場合	3-20
2.7.7	給水装置の所有者を変更する場合	3-20
2.7.8	給水装置を譲渡する場合	3-20
2.7.9	分岐工事に着手する場合	3-20
第8節	設計審査	3-22
2.8.1	総則	3-22
2.8.2	設計審査	3-22
2.8.3	工事設計審査手数料	3-23
2.8.4	工事設計審査手数料の算定	3-24
2.8.5	工事設計審査手数料の還付	3-27
2.8.6	工事設計審査手数料の免除	3-27
第9節	新規加入分担金	3-29
2.9.1	総則	3-29
2.9.2	新規加入分担金の算定	3-29
2.9.3	新規加入分担金の還付	3-31
2.9.4	特例措置	3-32
第10節	権利の統合及び分割	3-33
2.10.1	総則	3-33
2.10.2	条件	3-33
2.10.3	手続き	3-33
2.10.4	統合及び分割後の新規加入分担金の算定	3-34
第3章	水道メーターの貸与等	
第1節	水道メーターの貸与	3-36
3.1.1	総則	3-36
3.1.2	メーターの貸与	3-36
3.1.3	直結直圧方式のメーター設置基準	3-37
3.1.4	直結増圧方式及び受水槽方式のメーター設置基準	3-41
第2節	水道メーターの取替及び撤去	3-43
3.2.1	総則	3-43
3.2.2	メーターの取替	3-43
3.2.3	メーターの撤去及び返却	3-43
第3節	給水装置及び水道メーターの移転	3-44

3.3.1 総 則	3-44
3.3.2 給水装置及び権利の移転の禁止	3-44
3.3.3 特例措置	3-44

第4編 給水装置設計基準

第1章 給水装置の計画

第1節 給水装置の基本的要件	4-1
1.1.1 基本的要件	4-1
1.1.2 給水装置の構造及び材質の基準	4-2
1.1.3 基準適合性の証明	4-3
第2節 給水装置等の使用材料	4-5
1.2.1 給水装置用材料の指定	4-5
第3節 給水栓類等の種類	4-9
1.3.1 給水栓類	4-9
第4節 給水装置の基本計画	4-10
1.4.1 基本計画	4-10
1.4.2 調 査	4-10
1.4.3 給水装置図面等の提供	4-12
1.4.4 給水装置図面等交付手数料	4-13
1.4.5 給水装置図面等交付手数料の免除	4-13
1.4.6 給水方式の決定	4-13
1.4.7 給水方式の種類	4-13
1.4.8 給水方式の選定上の注意点	4-14
1.4.9 給水上付近に与える影響の防止	4-15
第5節 直結方式による給水計画	4-17
1.5.1 直結直圧方式	4-17
1.5.2 特例直結直圧方式	4-18
1.5.3 直結増圧方式	4-18
第6節 受水槽方式による給水計画	4-19
1.6.1 総 則	4-19
1.6.2 受水槽方式	4-19
1.6.3 高置水槽方式	4-20
1.6.4 その他方式	4-20
第7節 直結直圧方式及び受水槽方式の併用による給水計画	4-21
1.7.1 総 則	4-21
1.7.2 併用方式	4-21

第2章 給水装置の設計

第1節 給水装置の基本設計	4-22
2.1.1 基本条件	4-22
2.1.2 設計時における注意事項	4-22

2.1.3	設置の原則	4-22
第2節	計画使用水量の決定	4-23
2.2.1	計画使用水量	4-23
2.2.2	直圧方式の場合	4-23
2.2.3	増圧方式の場合	4-29
2.2.4	受水槽方式の場合	4-30
第3節	メーター口径の決定	4-32
2.3.1	選定基準	4-32
2.3.2	直圧方式の場合	4-34
2.3.3	増圧方式の場合	4-37
2.3.4	受水槽方式の場合	4-37
2.3.5	その他の場合	4-37
2.3.6	メーター設置器	4-37
第4節	給水管の口径決定	4-38
2.4.1	選定基準	4-38
2.4.2	摩擦損失水頭の計算	4-41
第5節	特例直結直圧方式の設計	4-49
2.5.1	総則	4-49
第6節	直結増圧方式の設計	4-49
2.6.1	総則	4-49
第7節	水理計算の実務	4-50
2.7.1	計画使用水量の決定	4-50
2.7.2	留意事項	4-51
2.7.3	直圧方式の計算例	4-52
2.7.4	増圧方式の計算例	4-67
2.7.5	受水槽方式の計算例	4-67
第8節	直結直圧方式への切替	4-68
2.8.1	適用条件	4-68
2.8.2	既存管の更新	4-68
2.8.3	既存管使用の責任	4-68
2.8.4	配管構造等	4-68
2.8.5	事前協議	4-70
第9節	受水槽方式から直結方式への切替	4-71
2.9.1	総則	4-71
2.9.2	更生工事の履歴のない受水槽方式給水設備から直結方式への切替	4-71
2.9.3	更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・ 工法及び施工状況が明らかな場合	4-72
2.9.4	更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・ 工法及び施工状況が確認できない場合	4-72
2.9.5	受水槽等の撤去	4-76

第 10 節 高置水槽への直結給水	4-77
2.10.1 適用条件	4-77
2.10.2 適用基準	4-77
2.10.3 配管構造等	4-77
2.10.4 定水位弁の設置	4-77
2.10.5 警報装置の設置	4-78
2.10.6 高置水槽等の撤去	4-78
第 11 節 自家用給水設備の切替	4-79
2.11.1 総 則	4-79
2.11.2 適用条件	4-79
2.11.3 適用基準	4-79
2.11.4 減圧弁の設置	4-80
2.11.5 減圧弁用弁筐の設置	4-80
第 3 章 給水特殊設備の設計	
第 1 節 厨房設備	4-82
3.1.1 総 則	4-82
3.1.2 設計施工	4-82
第 2 節 洗濯設備	4-83
3.2.1 総 則	4-83
3.2.2 設計施工	4-83
第 3 節 水泳プール設備	4-84
3.3.1 総 則	4-84
3.3.2 給水方法	4-84
3.3.3 設計施工	4-85
第 4 節 浴場設備	4-87
3.4.1 総 則	4-87
3.4.2 設計施工	4-87
第 5 節 水景及び散水設備	4-88
3.5.1 総 則	4-88
3.5.2 水景設備	4-88
3.5.3 散水設備	4-91
第 4 章 図面の作成	
第 1 節 総 則	4-92
4.1.1 総 則	4-92
4.1.2 基 準	4-92
第 2 節 給水装置図面の作成	4-93
4.2.1 基 準	4-93
4.2.2 表示記号	4-94
4.2.3 境界線等	4-98
4.2.4 土木構造物の表示記号	4-98

第3節 付近見取図の作成	4-99
4.3.1 目標図	4-99
4.3.2 止水栓及び分岐位置詳細図	4-99
第4節 配管平面図の作成	4-102
4.4.1 設計配管平面図	4-102
4.4.2 設計配管平面図の変更	4-102
4.4.3 完成配管平面図	4-102
第5節 配管立面図の作成	4-104
4.5.1 設計配管立面図	4-104
4.5.2 設計配管立面図の変更	4-104
4.5.3 完成配管立面図	4-104
第6節 給水装置完成断面図の作成	4-106
4.6.1 総 則	4-106
4.6.2 完成平面図	4-106
4.6.3 完成横断面図	4-106
第7節 分岐工事における図面の作成	4-108
4.7.1 総 則	4-108
4.7.2 横断面図の作成	4-108
4.7.3 舗装復旧範囲の図示	4-108
4.7.4 標準掘削断面図の作成	4-108
第8節 道路等占用許可申請における図面の作成	4-110
4.8.1 総 則	4-110

第5編 給水装置施工基準

第1章 総 則

第1節 総 則	5-1
1.1.1 許可手続き	5-1
1.1.2 届 出	5-1
1.1.3 下請負	5-1
1.1.4 施工時の確認	5-1
1.1.5 損害補償	5-1
第2節 安全管理	5-2
1.2.1 工事中の安全管理	5-2
1.2.2 事故報告	5-2
1.2.3 作業主任者	5-2
第3節 交通安全管理	5-5
1.3.1 交通安全管理	5-5
1.3.2 過積載の防止	5-6
1.3.3 歩行者道路の確保	5-6
1.3.4 事故防止	5-7

1.3.5	交通誘導員	5-7
1.3.6	現場の整理整頓	5-7
1.3.7	区画線の仮復旧	5-7
1.3.8	看板の設置	5-7
第4節	施工管理	5-8
1.4.1	管理一般	5-8
1.4.2	影響防止	5-8
1.4.3	既存構造物の防護	5-8
1.4.4	写真の記録	5-8
1.4.5	支障物件の取扱い	5-8
1.4.6	後片付け	5-8
1.4.7	建設副産物対策	5-8
第5節	給水装置材料の指定	5-10
1.5.1	材料の指定	5-10
第2章	土工事	
第1節	床掘工	5-11
2.1.1	床掘作業	5-11
2.1.2	機械の選定	5-11
2.1.3	建設発生土	5-11
第2節	埋戻工	5-12
2.2.1	埋戻作業	5-12
2.2.2	既存構造物の損傷防止	5-12
2.2.3	狭隘箇所等の埋戻し	5-12
第3節	残土処理工	5-13
2.3.1	総 則	5-13
2.3.2	残土運搬	5-13
第4節	水替工	5-13
2.4.1	開削水替	5-13
第5節	土留工	5-14
2.5.1	開削土留	5-14
2.5.2	軽量鋼矢板建て込み	5-15
2.5.3	支保工	5-16
第3章	舗装工事	
第1節	アスファルト舗装工	5-17
3.1.1	舗装準備	5-17
3.1.2	路盤	5-17
3.1.3	基層及び表層	5-17
3.1.4	密度試験	5-18
3.1.5	瀝青材料	5-18
3.1.6	交通開放	5-19

3.1.7	復旧範囲	5-19
3.1.8	責任期間	5-19
3.1.9	仮舗装	5-19
3.1.10	路面復旧者の表示	5-19
第2節	ブロック舗装工	5-21
3.2.1	ブロック舗装	5-21
第4章	給水装置の施工	
第1節	給水管の分岐	5-22
4.1.1	一般事項	5-22
4.1.2	防食措置	5-24
4.1.3	分岐替	5-24
4.1.4	サドル付分水栓による分岐	5-25
4.1.5	不断水T字管による分岐	5-28
4.1.6	メカ形チーズによる分岐	5-29
4.1.7	水圧試験	5-32
4.1.8	穿孔	5-33
第2節	公道等における管の布設	5-34
4.2.1	総則	5-34
4.2.2	管の占用	5-34
4.2.3	離隔の確保	5-34
4.2.4	ダクタイル鑄鉄管の布設	5-37
4.2.5	鋼管の布設	5-37
4.2.6	水道配水用ポリエチレン管の布設	5-37
4.2.7	水道用ポリエチレン二層管の布設	5-38
4.2.8	防食対策	5-39
4.2.9	管の明示	5-43
4.2.10	管防護	5-46
4.2.11	管の切断	5-48
4.2.12	管の接合	5-50
第3節	弁栓類等の設置	5-54
4.3.1	仕切弁及び止水栓	5-54
4.3.2	メーター以降に設置する弁栓類	5-60
4.3.3	弁栓類の設置方法	5-60
4.3.4	弁筐の指定	5-62
4.3.5	レジンコンクリート製ボックス	5-64
4.3.6	弁筐の選定	5-65
4.3.7	弁筐の据付け	5-66
4.3.8	逆流防止用弁栓類	5-68
第4節	メーター等の設置	5-69
4.4.1	設置条件	5-69

4.4.2	メーターの設置	5-69
4.4.3	メーター設置上の注意	5-71
4.4.4	メーター設置器の使用	5-71
4.4.5	メーターボックスの指定	5-73
4.4.6	躯体の構築	5-75
4.4.7	メーターボックスの選定	5-77
4.4.8	銘板の取付け	5-78
第5節	止水栓止工事	5-79
4.5.1	総 則	5-79
4.5.2	施工一般	5-79
4.5.3	禁止事項	5-80
4.5.4	その他事項	5-80
第6節	敷地内における管の布設	5-81
4.6.1	総 則	5-81
4.6.2	管の布設	5-81
4.6.3	給水工法	5-81
4.6.4	配管材料	5-81
4.6.5	一般配管	5-82
4.6.6	露出配管	5-83
4.6.7	管の切断	5-85
4.6.8	管の接合	5-85
4.6.9	ヘッダー工法における配管	5-87
第7節	給水装置の撤去	5-92
4.7.1	総 則	5-92
4.7.2	給水装置の撤去	5-92
4.7.3	分岐部の閉止	5-93
4.7.4	埋設シートの敷設	5-95
第8節	臨時給水装置	5-96
4.8.1	総 則	5-96
4.8.2	装置の撤去	5-96

第6編 私設給水幹線施工基準

第1章 私設給水幹線の設計

第1節	総 則	6-1
1.1.1	総 則	6-1
1.1.2	申込み	6-1
1.1.3	その他事項	6-1
第2節	私設給水幹線の口径	6-2
1.2.1	設計一般	6-2

第2章 私設給水幹線の施工

第1節 私設給水幹線の布設等	6-5
2.1.1 使用材料	6-5
2.1.2 占用位置	6-5
2.1.3 分岐工事	6-5
2.1.4 管の布設	6-5
2.1.5 弁栓類の設置	6-6
2.1.6 排水設備	6-8
第2節 開発行為及び宅地造成工事	6-10
2.2.1 総 則	6-10
2.2.2 申請及び回答	6-10
第3節 私設給水幹線の寄附	6-11
2.3.1 寄附行為	6-11

第7編 中高層建物直結給水施工基準

第1章 総 則

第1節 総 則	7-1
1.1.1 総 則	7-1
1.1.2 事前協議	7-1
第2節 給水計画の基本事項	7-2
1.2.1 適用条件	7-2
1.2.2 適用基準	7-2
1.2.3 配管構造等	7-3
1.2.4 給水方式の切替	7-5

第2章 直結直圧方式の設計

第1節 特例直結直圧方式	7-6
2.1.1 総 則	7-6
2.1.2 適用条件	7-6
2.1.3 適用基準	7-6
第2節 直結直圧方式の設計	7-8
2.2.1 水理計算	7-8
2.2.2 計画使用水量の決定	7-9
2.2.3 メーター口径	7-9
2.2.4 その他事項	7-9
2.2.5 準拠すべき基準等	7-9
第3節 水理計算の実務	7-10
2.3.1 水理計算	7-10

第3章 直結増圧方式の設計

第1節 直結増圧方式	7-11
3.1.1 総 則	7-11
3.1.2 適用範囲	7-11

3.1.3	適用基準	7-12
3.1.4	増圧ポンプの選定	7-12
3.1.5	増圧ポンプの設置位置	7-14
3.1.6	逆流防止	7-14
3.1.7	配管構造等	7-15
3.1.8	非常用水栓の設置	7-16
3.1.9	水道メーター	7-16
第2節	直結増圧方式の設計	7-18
3.2.1	水理計算	7-18
3.2.2	計画使用水量の決定	7-19
3.2.3	逆流防止	7-20
3.2.4	キャピテーション対策	7-20
3.2.5	メーターの計画同時使用水量	7-22
第3節	水理計算の実務	7-23
3.3.1	直結増圧方式の計算例	7-23
第4章	直結直圧方式への切替	
第1節	既存建物の直結給水への切替	7-31
4.1.1	給水方式	7-31
4.1.2	高置水槽補給装置	7-31
4.1.3	メーター及び給水管	7-32
第5章	維持管理	
第1節	総則	7-34
5.1.1	維持管理	7-34
第8編	貯水槽水道施工基準	
第1章	貯水槽水道の設計	
第1節	総則	8-1
1.1.1	総則	8-1
1.1.2	事前協議	8-1
1.1.3	工事の申込み	8-2
1.1.4	受水槽以降の配管工事の取扱い	8-2
第2節	受水槽等の設計	8-3
1.2.1	総則	8-3
1.2.2	適用条件	8-3
1.2.3	給水計画	8-4
1.2.4	貯水槽の容量	8-6
1.2.5	消火用水槽の容量	8-8
1.2.6	揚水ポンプの揚程	8-8
1.2.7	直送ポンプの揚程	8-9
1.2.8	受水槽の構造等	8-9

1.2.9	高置水槽の構造等	8-12
1.2.10	ボールタップ等の口径	8-13
1.2.11	受水槽への給水方式	8-14
1.2.12	高置水槽への給水方式	8-15
1.2.13	逆流防止装置	8-16
1.2.14	貯水槽の設置位置	8-16
1.2.15	ポンプ設備	8-17
1.2.16	配管設備	8-18
1.2.17	非常用直結給水栓	8-18
1.2.18	メーター口径	8-18
第3節	逆流防止対策	8-20
1.3.1	基本事項	8-20
1.3.2	吐水口空間の確保	8-20
1.3.3	逆流防止器	8-22
第2章	給水計画	
第1節	受水槽への給水	8-24
2.1.1	給水計画	8-24
2.1.2	給水量の算定	8-24
2.1.3	受水槽への給水用具	8-24
2.1.4	副受水槽への給水	8-25
2.1.5	波立防止	8-25
第2節	水理計算の実務	8-26
2.2.1	計画使用水量の決定	8-26
2.2.2	受水槽方式の計算例	8-28
第3章	貯水槽水道に設置する各戸メーター	
第1節	各戸メーター設置基準	8-31
3.1.1	総 則	8-31
3.1.2	設置基準	8-31
3.1.3	建物条件	8-31
3.1.4	一括メーターへの切替	8-34
第2節	各戸メーター設置の承諾等	8-35
3.2.1	設置条件の承諾	8-35
3.2.2	改善指導	8-35
3.2.3	許可の取消	8-35
第4章	併用方式の設計及び施工	
第1節	総 則	8-36
4.1.1	総 則	8-36
4.1.2	基 準	8-36
4.1.3	事前協議及び申込み	8-36
第2節	設計施工	8-37

4.2.1 設 計	8-37
4.2.2 施 工	8-37
第5章 維持管理	
第1節 維持管理	8-39
5.1.1 総 則	8-39
5.1.2 設備管理責任者等	8-39
5.1.3 貯水槽の管理	8-39
5.1.4 識別表示等	8-40
5.1.5 使用上の注意	8-40

第9編 私設消火設備施工基準

第1章 総 則

第1節 総 則	9-1
1.1.1 総 則	9-1
1.1.2 法の適用	9-1

第2章 私設消火設備用配管の設計施工

第1節 設計施工	9-2
2.1.1 設 計	9-2
2.1.2 管の口径	9-2
2.1.3 管の分岐	9-2
2.1.4 メーターの設置	9-2
2.1.5 配管一般	9-2
2.1.6 管の明示	9-2

第3章 水道直結式スプリンクラー設備の設計施工

第1節 総 則	9-4
3.1.1 総 則	9-4
3.1.2 区 分	9-4
3.1.3 事前協議	9-4
3.1.4 申込み	9-5
3.1.5 基 準	9-5
3.1.6 給水装置の定義	9-6
第2節 使用者等への周知	9-7
3.2.1 周知すべき事項	9-7
第3節 施工一般	9-8
3.3.1 施 工	9-8
3.3.2 施工状況の確認	9-8

第10編 特殊器具装置施工基準

第1章 総 則

第1節 総 則	10-1
1.1.1 最低作動水圧	10-1
1.1.2 逆流防止装置	10-1
1.1.3 その他用具	10-1
第2章 特殊器具装置	
第1節 活水器及び浄水器	10-2
2.1.1 総 則	10-2
2.1.2 適 用	10-2
2.1.3 申込み	10-2
2.1.4 基 準	10-4
2.1.5 責任分界点	10-5
2.1.6 維持管理	10-6
第2節 給水補助加圧装置	10-7
2.2.1 適 用	10-7
2.2.2 申込み	10-7
2.2.3 基 準	10-7
2.2.4 水圧試験	10-7
第3節 水道直結型太陽熱利用給湯システム	10-9
2.3.1 適 用	10-9
2.3.2 申込み	10-9
2.3.3 基 準	10-9
2.3.4 維持管理	10-11
第4節 水道直結型耐震性非常用貯水槽	10-12
2.4.1 適 用	10-12
2.4.2 方 式	10-12
2.4.3 申込み	10-12
2.4.4 基 準	10-12
2.4.5 設計及び施工	10-14
第5節 製氷機又は冷凍機	10-15
2.5.1 申込み	10-15
2.5.2 基 準	10-15
第6節 ドライ型ミスト発生装置	10-16
2.6.1 適 用	10-16
2.6.2 申込み	10-16
2.6.3 基 準	10-16
2.6.4 維持管理	10-16
第7節 ウォータークーラー及び自動お茶入れ機	10-18
2.7.1 適 用	10-18
2.7.2 申込み	10-18
2.7.3 基 準	10-18

2.7.4 維持管理	10-18
第8節 非常用給水栓	10-19
2.8.1 適用	10-19
2.8.2 申込み	10-19
2.8.3 基準	10-19
2.8.4 維持管理	10-19
第9節 湯沸器	10-20
2.9.1 総則	10-20
2.9.2 申込み	10-21
2.9.3 基準	10-21

第11編 給水装置の検査

第1章 総則

第1節 総則	11-1
1.1.1 工事の完成	11-1
1.1.2 瑕疵責任	11-1
1.1.3 引渡し	11-1

第2章 検査の手続

第1節 工事の完成及び検査の申込み	11-3
2.1.1 検査の申込み	11-3
2.1.2 提出書類	11-3
2.1.3 工事写真帳	11-3
2.1.4 完成検査実施日	11-3
2.1.5 工事完成検査手数料	11-4
2.1.6 工事完成検査手数料の免除	11-4

第3章 完成検査の実施

第1節 指定工事事業者が行う検査	11-5
3.1.1 自主検査	11-5
3.1.2 水圧試験	11-5
3.1.3 残留塩素の測定	11-7
第2節 管理者が行う検査	11-8
3.2.1 検査の意義	11-8
3.2.2 主任技術者の立会い	11-8
3.2.3 検査員の指名	11-8
3.2.4 検査事項	11-8
3.2.5 現地検査の省略	11-9
3.2.6 検査結果の通知	11-9
3.2.7 修補	11-9
第3節 水圧試験の特例	11-11
3.3.1 検査時における水圧試験の省略	11-11

3.3.2	指定工事事業者が行う水圧試験	11-11
3.3.3	試験方法	11-12
第4節	工事写真による検査	11-14
3.4.1	工事写真の提出	11-14

第12編 水の安全及び衛生対策

第1章 安全対策

第1節	破壊防止措置	12-1
1.1.1	水撃作用防止	12-1
1.1.2	地盤沈下等	12-1
1.1.3	水路横断等	12-2
1.1.4	凍結防止	12-2
1.1.5	逆流防止	12-3
1.1.6	逆流防止装置	12-7

第2章 衛生対策

第1節	クロスコネクションの防止	12-9
2.1.1	総則	12-9
第2節	水の汚染防止	12-11
2.1.1	総則	12-11
第3節	侵食防止	12-13
2.3.1	総則	12-13
2.3.2	侵食の種類	12-13
2.3.3	侵食の形態	12-16
2.3.4	侵食の起こりやすい土壌の埋設配管	12-16
2.3.5	防食工	12-16
2.3.6	その他の防食	12-17

第13編 給水装置の維持管理

第1章 維持管理

第1節	総則	13-1
1.1.1	給水装置及び給水用具	13-1
1.1.2	給水装置図面の管理	13-2
1.1.3	水質異常	13-2
第2節	維持管理	13-4
1.2.1	漏水の点検	13-4
1.2.2	給水用具の故障と修理	13-4
1.2.3	異常現象と対策	13-7

参考資料

- ・流量計算
- ・スプリンクラー設備設置基準（抜粋）
- ・スプリンクラーヘッド設置基準（抜粋）
- ・給水装置工事記録写真撮影基準

様式集